

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設

原子炉施設保安規定 補正前後比較表

(補正箇所のみ記載)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補正前（令和2年8月31日付け一部補正）							補正後							備考
別表第1-1 プロセスの管理文書（3/3）							別表第1-1 プロセスの管理文書（3/3）							・関連条項の適正化
本品質マネジメント計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連 条項	本品質マネジメント計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連 条項	
7.6(3)	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-760	第5条, 第23条	7.6(3)	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-760	第5条, 第23条	
		監視・測定機器管理要領	ふげん	所長	FQS760									
8.2.2(6)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第5条	8.2.2(6)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第5条	
8.2.4(1), (2)	検査及び試験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-824	第5条, 第23条	8.2.4(1), (2)	検査及び試験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-824	第5条, 第23条	
		検査及び試験の管理要領	ふげん	所長	FQS824									
8.3(2) 8.5.2(3) 8.5.3(3)	不適合管理 是正処置 未然防止処置	不適合管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-830	第5条, 第23条	8.3(2) 8.5.2(2) 8.5.3(1)	不適合管理 是正処置 未然防止処置	不適合管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-830	第5条, 第23条	
		不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03									
		不適合管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A830									
		不適合管理手順書	ふげん	所長	FQM830-01									

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まれない。

補正前 (令和2年8月31日付け一部補正)				補正後				備考
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
				貯蔵機能	・新しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびインターロックが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
放射線発生物の廃棄施設		機器ドレン処理系	汚濁水タンク ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:堅型円筒開放タンク ・容量:57m ³ 廃液サージタンク ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:堅型円筒開放タンク ・容量:57m ³ 汚濁水タンク ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:堅型円筒開放タンク ・容量:25m ³ 上澄水タンク ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:堅型円筒開放タンク ・容量:25m ³ 機器ドレン処理系	貯蔵機能 漏えい防止機能	・新しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびインターロックが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	機器ドレン廃液の処理完了まで
				貯蔵機能 放出低減機能 漏えい防止機能	・新しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびインターロックが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	機器ドレン廃液の処理完了まで
放射線発生物の廃棄施設		機器ドレン処理系	床トレン収集タンク ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:堅型円筒開放タンク ・容量:32m ³ 貯蔵装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:堅型円筒開放タンク ・容量:15m ³ /h 貯蔵装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:堅型円筒開放タンク ・容量:15m ³ /h	貯蔵機能 漏えい防止機能	・新しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびインターロックが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	床トレン廃液の処理完了まで
				貯蔵機能 放出低減機能 漏えい防止機能	・新しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびインターロックが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	床トレン廃液の処理完了まで
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
				貯蔵機能	・新しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびインターロックが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
放射線発生物の廃棄施設		機器ドレン処理系	床トレン収集タンク ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:堅型円筒開放タンク ・容量:32m ³ 貯蔵装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:堅型円筒開放タンク ・容量:15m ³ /h 貯蔵装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:堅型円筒開放タンク ・容量:15m ³ /h	貯蔵機能 漏えい防止機能	・新しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびインターロックが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	機器ドレン廃液の処理完了まで
				貯蔵機能 放出低減機能 漏えい防止機能	・新しい漏洩又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること ・警報及びびインターロックが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	機器ドレン廃液の処理完了まで

・黒記訂正

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

補正前 (令和2年8月31日付け一部補正)				補正後				備考	
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(6/11)	施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
							機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	主排気筒モニタ	ダストモニタ ・基数:1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:半導体検出器 ・計測範囲:10 ⁻⁷ ~10 ⁻⁴ s ⁻¹ トリチウムモニタ ・基数:1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:電離箱 ・計測範囲:3.5×10 ⁻⁵ ~3.5×10 ² Bq/cm ³	監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	主排気筒の維持完了まで
			廃棄物処理建屋排気筒モニタ	廃棄物処理建屋排気筒モニタ ・基数:1台 ・種類:半導体検出器 ・計測範囲:10 ⁻⁷ ~10 ⁻⁴ s ⁻¹ トリチウムモニタ ・基数:1台 ・種類:電離箱 ・計測範囲:3.5×10 ⁻⁵ ~3.5×10 ² Bq/cm ³	監視機能	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信する状態であること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	廃棄物処理建屋排気筒の維持完了まで
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	復水器冷却水放水路の放水筒モニタ	放水筒モニタ ・基数:1台 ・位置:屋外 ・種類:NaI(Tl)シンチレーション ・計測範囲:10 ⁻⁷ ~10 ³ s ⁻¹	監視機能	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信する状態であること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	復水器冷却水放水路の維持完了まで
			気象観測装置記録計	気象観測装置記録計 ・基数:1台 ・位置:中央制御室	監視機能	・気象観測データが記録できること	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工完了まで
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	固定モニタリング設備(ただし、日本原子力発電株式会社放射線管理部門のものを除く)	モニタリングポスト*3 ・基数:1台 ・位置:中央制御室 ・種類:NaI(Tl)シンチレーション ・計測範囲:10 ⁻¹⁰ ~10 ⁴ Gy/h	監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工完了まで
			原子炉格納容器	原子炉格納容器 ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋	監視機能	・発電所周辺地域の環境モニタリングを行えること	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	使用済燃料の施設外への搬出完了まで
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	原子炉格納容器	型鋼板製 ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋	漏えい防止機能 遮へい機能	・放射性物質が漏えいするよみな有意な損傷のない状態であること ・放射線量の防止に影響するよみな有意な損傷のない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	原子炉建屋の管理区域の解除完了まで(原子炉建屋解体に準ずる)
			外周コンクリート壁	鉄筋コンクリート造 ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋	漏えい防止機能 遮へい機能	・放射線量の防止に影響するよみな有意な損傷のない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	貯蔵している重水の抜出完了まで
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	重水貯槽	重水貯槽 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:積層円筒形 ・容量:75m ³ ×2基	貯蔵機能	・運転中に異常のないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	設備ごとの代替冷却設備の供開始まで
			原子炉補助冷却水ポンプ	原子炉補助冷却水ポンプ ・基数:1台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:積層円筒形 ・容量:1,248m ³ /h	除熱機能	・運転中に異常のないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	設備ごとの代替冷却設備の供開始まで
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	原子炉格納容器	ダストモニタ ・基数:1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:半導体検出器 ・計測範囲:10 ⁻⁷ ~10 ⁻⁴ s ⁻¹ トリチウムモニタ ・基数:1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:電離箱 ・計測範囲:3.5×10 ⁻⁵ ~3.5×10 ² Bq/cm ³	監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	主排気筒の維持完了まで
			廃棄物処理建屋排気筒モニタ	廃棄物処理建屋排気筒モニタ ・基数:1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:NaI(Tl)シンチレーション ・計測範囲:10 ⁻⁷ ~10 ⁻⁴ s ⁻¹ トリチウムモニタ ・基数:1台 ・位置:排気筒モニタ小屋 ・種類:電離箱 ・計測範囲:3.5×10 ⁻⁵ ~3.5×10 ² Bq/cm ³	監視機能	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信する状態であること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	廃棄物処理建屋排気筒の維持完了まで
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	復水器冷却水放水路の放水筒モニタ	放水筒モニタ ・基数:1台 ・位置:屋外 ・種類:NaI(Tl)シンチレーション ・計測範囲:10 ⁻⁷ ~10 ³ s ⁻¹	監視機能	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信する状態であること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	復水器冷却水放水路の維持完了まで
			気象観測装置記録計	気象観測装置記録計 ・基数:1台 ・位置:中央制御室	監視機能	・気象観測データが記録できること	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工完了まで
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	固定モニタリング設備(ただし、日本原子力発電株式会社放射線管理部門のものを除く)	モニタリングポスト*3 ・基数:1台 ・位置:中央制御室 ・種類:NaI(Tl)シンチレーション ・計測範囲:10 ⁻¹⁰ ~10 ⁴ Gy/h	監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し、警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工完了まで
			原子炉格納容器	原子炉格納容器 ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋	監視機能	・発電所周辺地域の環境モニタリングを行えること	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	使用済燃料の施設外への搬出完了まで
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	原子炉格納容器	型鋼板製 ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋	漏えい防止機能 遮へい機能	・放射性物質が漏えいするよみな有意な損傷のない状態であること ・放射線量の防止に影響するよみな有意な損傷のない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	原子炉建屋の管理区域の解除完了まで(原子炉建屋解体に準ずる)
			外周コンクリート壁	鉄筋コンクリート造 ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋	漏えい防止機能 遮へい機能	・放射線量の防止に影響するよみな有意な損傷のない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	貯蔵している重水の抜出完了まで
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	重水貯槽	重水貯槽 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:積層円筒形 ・容量:75m ³ ×2基	貯蔵機能	・運転中に異常のないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	設備ごとの代替冷却設備の供開始まで
			原子炉補助冷却水ポンプ	原子炉補助冷却水ポンプ ・基数:1台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:積層円筒形 ・容量:1,248m ³ /h	除熱機能	・運転中に異常のないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	設備ごとの代替冷却設備の供開始まで

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

補正前 (令和2年8月31日付け一部補正)				補正後				備考	
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(7/11)	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
							系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助冷却系の設備ごとの代替冷却設備の使用開始まで
							系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	重水系・ヘリウム系解体系撤去工事並びに原子炉領域及び生体室への1体解体撤去工事が完了まで
							送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉建屋の汚染の除去工事着手前まで
							外観点検により機能を維持する	1年に1回	
							送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着手前まで
							外観点検により機能を維持する	1年に1回	
							送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の重水系・ヘリウム系解体系撤去工事が完了まで
							系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	重水系・ヘリウム系解体系撤去工事並びに原子炉領域及び生体室への1体解体撤去工事が完了まで
							外観点検により機能を維持する	1年に1回	
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(7/11)	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
							系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助冷却系の設備ごとの代替冷却設備の使用開始まで
							系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	重水系・ヘリウム系解体系撤去工事並びに原子炉領域及び生体室への1体解体撤去工事が完了まで
							送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉建屋の汚染の除去工事着手前まで
							外観点検により機能を維持する	1年に1回	
							送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の汚染の除去工事着手前まで
							外観点検により機能を維持する	1年に1回	
							送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	原子炉補助建屋の重水系・ヘリウム系解体系撤去工事が完了まで
							系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	重水系・ヘリウム系解体系撤去工事並びに原子炉領域及び生体室への1体解体撤去工事が完了まで
							外観点検により機能を維持する	1年に1回	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

・製記訂正
・製記訂正

補正前 (令和2年8月31日付け一部補正)				補正後				備考	
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(8/11)	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	要求される機能	性能	点検計画*1		維持すべき期間*2	
						機能維持の方法	頻度		
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						外観点検により機能を維持する	1年に1回		すべての管理区域撤廃完了まで
						循環送風機・給湯室排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機・補助ボイラ専用排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		タービン建屋の汚染の除去工事着手前まで
						外観点検により機能を維持する	1年に1回		タービン建屋の汚染の除去工事着手前まで
その他原子炉の附属施設	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	要求される機能	性能	点検計画*1		維持すべき期間*2	
						機能維持の方法	頻度		
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						外観点検により機能を維持する	1年に1回		すべての管理区域撤廃完了まで
						循環送風機・給湯室排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機・補助ボイラ専用排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		タービン建屋の汚染の除去工事着手前まで
						外観点検により機能を維持する	1年に1回		タービン建屋の汚染の除去工事着手前まで
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(8/11)	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	要求される機能	性能	点検計画*1		維持すべき期間*2	
						機能維持の方法	頻度		
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						外観点検により機能を維持する	1年に1回		すべての管理区域撤廃完了まで
						循環送風機・給湯室排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室の汚染の除去工事着手前まで
						送風機・排風機・補助ボイラ専用排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回		タービン建屋の汚染の除去工事着手前まで
						外観点検により機能を維持する	1年に1回		タービン建屋の汚染の除去工事着手前まで

※訂正

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

